

私たちが請求した措置請求を受理していただき、こうした陳述の機会を与えていただいたことにお礼申し上げます。監査委員のみなさんが、請求書と証拠書類に目をお通しいただいていることを前提に陳述いたします。

最初に確認しておきたいのは、本監査請求は、500億円を超える税金投入や大規模な既存施設の解体などの不条理をともなう2024年国体に向けた施設整備の批判を目的にしているのではないということです。県費を投入して土地改良工事を行ったばかりの農地を県費で買収するという、こういう税金の使い方が許されるのか、地方財政法に違反しているのではないか、問題の核心はここにあり、そのことについての厳正な監査を求めるものであります。

措置請求書の内容を少し詳しく説明します。土地改良事業は、本来、農業生産基盤の整備をおこなって農業の生産力を高めるための事業です。本土地改良事業の特殊性は、滋賀県東北部浄化センターA系列造成工事の残土処分を彦根市北部土地改良区に委託をするという形をとっていることです。しかし、残土処分とはいうものの、農業振興地域内の農地だから、土地改良事業として行わなければならない事情がありました。関係者は「嵩上げ工事」と呼んでいますが、たんに土を入れて嵩上げをただけでなく、用水管も排水路も整備をしており、県費を投入した土地改良事業そのものです。事業が完工したのは2年前の3月です。県費を投入した土地改良農地約2haは、農地として活用すべきもののなのに、国体用地として県費でこれを買収することは税金の2重支出になります。

彦根市北部土地改良区との委託契約も、いま問題としている用地買収契約も契約者は同じ滋賀県知事です。なぜこんな不合理が生まれているのか。それは県庁内の部局間の連携が全く図られていないからです。措置請求書にあるとおり、当該農地が国体主会場拡張用地の対象となるのが明らかになったのは、2014年5月20日の第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会主会場選定専門委員会が彦根総合運動場を主会場に選定した時です。選定までの経過をみると、もっと早い段階でそのことはわかっていたはずですが。なぜなら、彦根総合

運動場の場合、地理的位置から、当該農地を買収しなければ約7haの用地拡張ができないからです。

ところが、そういう事態が進行している中で、二日後の同年5月22日に、当該農地を残土処分地として指定する委託契約が結ばれたのです。その日には県議会の常任委員会で当該農地の買収の話が議論されています。県庁内の部局間の連携が全く図られていません。部局間でしっかり連携が図られていれば、とりあえず当該農地を残土処分の指定地からはずし、その後、土地改良事業計画の変更を求めるという手順を踏むことができたはずです。そうすれば、今回の用地買収に何の問題もありませんでした。ここに、滋賀県の瑕疵があることは明白です。

このことを追及されると三日月知事は、「当該農地を拡張用地として決定したのは2014年の12月」と答弁しています。12月まで当該農地が国体主会場の拡張対象用地となるのがわからなかったというのは、お粗末すぎますが、仮にそうであったとしても、その時点ではまだ用排水管工事は行われていませんでした。「このまま土地改良を続けていいのか」という地主の危惧も無視して、滋賀県はその後2年間も土地改良事業を続けさせるという不作為を犯しました。このために、土地改良をおこなった農地の価格が釣り上げられました。結局、当該農地の土地改良事業は、土地の売買価格を引き上げただけのものでした。県費を投入した土地改良農地で一度も作付けをしない、こんなことは全国に例がありません。農業振興に逆行する、天に唾するものであり、滋賀県主導でこういうことがおこなわれていることは、県行政の恥部と言わざるをえません。

県費を投入して土地改良を行い、土地の価格を引き上げ、その用地を県が買収する、これを税金のムダ遣いと言わずになんというのか。私は一県民として、このような税金の使い方を到底黙認することはできず、こうした住民監査請求をおこなったものであります。監査委員のみなさんの厳正な監査を求めて、陳述を終わります。